

別府大学・別府大学短期大学部研究データポリシー 解説

別府大学・別府大学短期大学部（以下「本学」という。）は、創設者である佐藤義詮の「自由は人間性の尊重であり、真理の探究は学問の最終目標でなければならない」という教育理念のもと、「真理はわれらを自由にする」という建学の精神を掲げ、教育・研究活動に取り組んできた。

そのため、学問の真正性および公平性を担保し、学術的価値の社会への還元を目指して、研究活動におけるデータの管理、公開および利活用についての原則を、以下のとおり定める。

（前文）

- 建学の精神ならびに、創設者佐藤義詮の教育理念の言葉から引用をして、本学の学問に対する姿勢を明らかにする。
- 学問の真正性と公平性を担保し、研究データの第三者による検証や再現にこたえるために、本学は研究データポリシーを定めるものである。

Ⅰ 本ポリシーにおける「研究データ」とは、本学における研究活動の過程で、研究者によって収集または生成されたものを指し、デジタルか否かを問わない。

（研究データの定義）

- 「研究データ」とは本学における研究活動を通じて得られたものをいい、学生の教育を目的とする活動において得られたデータは対象外とする。
- 本学における研究活動とは、本学を通じて執行管理される資金や設備を用いて行われた研究をいう。この資金には、受託、共同研究費ならびに助成金・寄付金を含む。ただし受託、共同研究費ならびに助成金・寄付金の支給元による特段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。
- 対象となる研究データは、デジタルか非デジタルかを問わない。また、収集や生成されたデータに限らず、それらを解析または加工して得られたデータも含まれる。
 - 測定データ、画像情報など研究の素材として収集または生成した一次データ
 - 一次データを分析や加工、解析した二次データ
 - 実験データなど、上記データの収集や生成の段階で作成されたデータ
 - 論文や学会発表などの研究成果に記載された情報の根拠データ

（研究者の定義）

- 「研究者」とは本学において研究活動を行う者をいい、基幹教員、専任教員、研究所等研究員、大学院生とする。
- 非常勤教員、科目等履修生、聴講生は本ポリシーの対象に含めない。

2 本学は、研究者がその研究データの管理を行う権利と責務を有することを認める。

(研究者の権利)

- 研究データについては、研究者が合理的な理由により、公開及び共有の範囲を設定することができる。
- 研究者が退職するとき、自身が行った研究により得られた研究データの管理権限を、本学に移譲することができる。
- 研究者が本学を退職して他の研究機関等に異動するとき、自身が行った研究により得られた研究データを移動先組織に移管することができる。

(研究者の責務)

- 研究者は FAIR 原則に則った研究データ管理を行う責務がある。
※FAIR 原則とは、研究データの適切な公開と共有についての国際的な原則で、見つけられるために (Findable)、アクセスできるために (Accessible)、相互運用できるために (Interoperable)、再利用できるために (Re-usable) 研究データおよびそれらのメタデータについて次の 15 の原則が定められている。

To be Findable (見つけられるために)

- F1. (メタ) データが、グローバルに一意的な永続的な識別子 (ID) を有すること。
- F2. データがメタデータによって十分に記述されていること。
- F3. (メタ) データが検索可能なリソースとして、登録もしくはインデックス化されていること。
- F4. メタデータが、データの識別子 (ID) を明記していること。

To be Accessible (アクセスできるために)

- A1. 標準化された通信プロトコルを使って、(メタ) データを識別子 (ID) により入手できること。
 - A1.1 そのプロトコルは公開されており、無料で、実装に制限が無いこと。
 - A1.2 そのプロトコルは必要な場合は、認証や権限付与の方法を提供できること。
- A2. データが利用不可能となったとしても、メタデータにはアクセスできること。

To be Interoperable (相互運用できるために)

- I1. (メタ) データの知識表現のため、形式が定まっていて、到達可能であり、共有されていて、広く適用可能な記述言語を使うこと。
- I2. (メタ) データが FAIR 原則に従う語彙を使っていること。
- I3. (メタ) データは、他の (メタ) データへの特定可能な参照情報を含んでいること。

To be Re-usable (再利用できるために)

- R1. メタ (データ) が、正確な関連属性を豊富に持つこと。
 - R1.1 (メタ) データが、明確でアクセス可能なデータ利用ライセンスと共に公開されていること。
 - R1.2 (メタ) データが、その来歴と繋がっていること。
 - R1.3 (メタ) データが、分野ごとのコミュニティの標準を満たすこと。

FORCE 11: THE FAIR DATA PRINCIPLES (2016).

<https://www.force11.org/group/fairgroup/fairprinciples>, NBDC 研究チーム(訳), "FAIR 原則 (「THE FAIR DATA PRINCIPLES」和訳)" (2019). <https://doi.org/10.18908/a.2019112601>

- 研究者は、研究データの保存期間が 10 年を下回ることがないように努める。

3 研究者は、法令、本学の関係規程ほか各研究分野の倫理的要件に従って、研究データの適切な管理を行う。

（研究データの管理）

- 研究データの保管と廃棄の選別、公開と非公開の決定、保存期間の設定
- 研究データ管理計画（DMP）（別紙Ⅰ参照）を策定し、DMPに基づいて運用し、必要に応じ適時の修正に努めること。
- 研究データについては、適切な保管に努めること。

4 研究者は、前項に定めるもののほか、他者の権利および法的利益を害さない範囲において、研究データの公開、利活用に供することおよびその方法を決定できる。

（研究データの公開および利活用）

- 研究データの公開ならびに活用については、各研究分野における適切な範囲および方法が考えられ、研究者自身で決定することができる。
- 本学は、外部から要請があり、研究の真正性、再現性をあきらかにするために必要と認められる最低限の範囲において、大学組織の責任でもって研究データを公開することがある。

5 本学は、研究データの管理、公開および利活用を支援する環境を研究者に提供するものとする。

（大学の責務）

- 大学は研究データを安全かつ堅牢に保存するための情報基盤を研究者に提供する。
- 大学は研究データを公開する環境を提供する。

このポリシーは、社会や学術環境の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする。

- 関連法規の変更や社会からの要請の変化に柔軟に対応すべく、このポリシーおよび解説は、常に見直しを行うものであることを明示するものである。